

屋外広告物条例に基づく「景観事前協議」について

新潟市では、良好な景観の形成に与える影響の大きい、高所に設置する屋外広告物や大規模な建築行為等に伴い設置する屋外広告物に対して、事前協議制度を設けることで、良好な景観の形成に向けた誘導と景観に対する啓発を行っています。

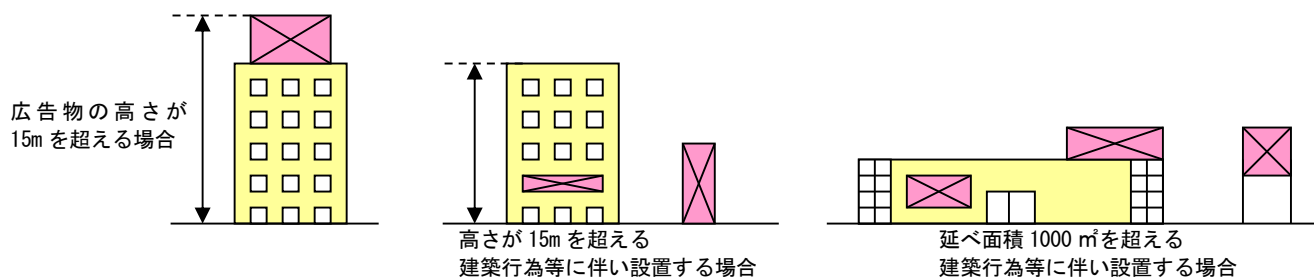
■景観事前協議の申出の対象

1ヶ月を超えて表示・設置するもので、次の①～③のいずれかに該当するものです。

- ①地上からの高さが15mを超える屋外広告物
- ②地上からの高さが15mを超える建築行為等[※]に伴う屋外広告物
- ③延べ面積1000㎡を超える建築行為等[※]に伴う屋外広告物

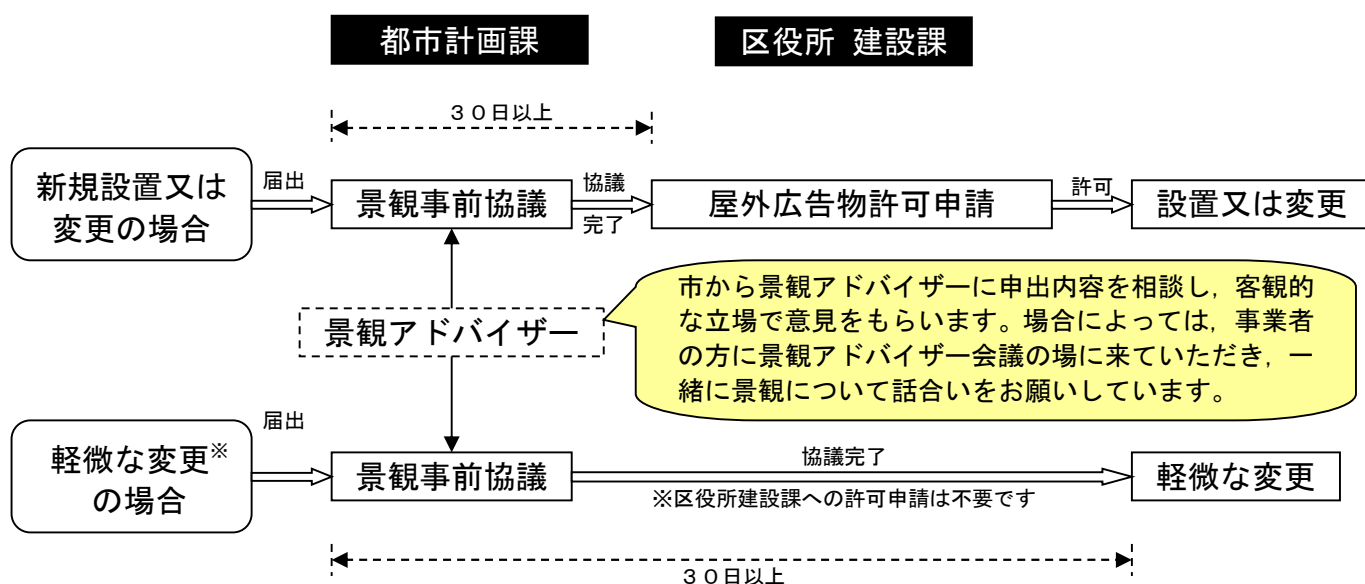
※「建築行為等」とは

- ・建築物若しくは工作物の新築、増築、改築、移転
- ・建築物若しくは工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超える場合



■手続きの流れ

各区役所への設置許可申請の30日以上前に都市計画課へ事前協議の申出を行ってください。



※「軽微な変更」とは

補修や塗装替えを行う場合や広告物について、形状、大きさ及び構造が同一性を失わない程度の変更を行う場合、色彩、意匠又は広告物の内容の変更を行う場合を言います。

■届出に必要な書類

下記書類を1部、都市計画課へ提出してください。

- 屋外広告物景観事前協議申出書
- 設置場所の地図
 - ・住宅地図等わかりやすいものを用意してください。
- 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示すカラー写真
 - ①写真は、計画予定地全体や計画地から見た周りのまちなみ、道路沿いのまちなみがわかるものを添付してください。(計画予定地を含む近景、中景、遠景の写真で、当該計画と周辺の景観の関係が推測できるものを用意してください。)
 - ②写真の中に、計画の屋外広告物を示すアウトラインを入れてください。
 - ③写真には番号を付け、配置図などに撮影位置、撮影方向を記入してください。
- 配置・平面図
 - ・敷地や建物における設置状況のわかるものを用意してください。
- 着色立面図や意匠図など広告物等の形状、寸法、構造、色彩、表示方法等に関する仕様書・図面・見本
 - ・色彩はマンセル値等記号も記載してください。
 - ※屋上広告については、地上から広告物等を設置する箇所までの高さで広告物の高さがわかるようにしてください。
 - ※壁面広告については、壁面面積と各広告物の面積及び広告物合計面積がわかるようにしてください。

問い合わせ先

新潟市 都市政策部 都市計画課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルル5階

TEL : 025-226-2825 (直通) FAX : 025-229-5150 Eメールアドレス : tokei@city.niigata.lg.jp